

スーパー定期預金

1. 商品名	自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期・スーパー定期300）
2. 預入対象	個人および法人
3. 預入期間	個人（店頭）：3か月・6か月・1年・2年・3年 （ATM）：3か月・6か月・1年・3年 法人：1か月・3か月・6か月・1年・2年・3年
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	一括でのお預入れ ・スーパー定期：1千円以上、300万円未満 ・スーパー定期300：300万円以上1,000万円未満 1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法	預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上の単利型については、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払率（約定利率の70%、小数点第4位以下は切捨て）により計算します。 ・複利型については満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。 ・複利型は6か月複利計算。
7. 税金	・個人：源泉分離課税20%（国税15%・地方税5%） ※マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間は復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・法人：総合課税
8. 手数料	不要
9. 付加特約等	①総合口座の担保対象（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せ） ②マル優の適用対象（個人）
10. 預金保険について	適用対象（1人当たり他の適用預金と合算して元本1,000万円までとその利息等が保護対象）

11. 中途解約利率	以下の中途解約利率（小数点第4位以下は切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ＜預入期間が1年の場合＞ ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上 約定利率×50% ただし、②の中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときはその普通預金利率によって計算します。 ＜預入期間が2年の場合＞ ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ③ 1年以上2年未満 約定利率×70% ただし、②～③の中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときはその普通預金利率によって計算します。 ＜預入期間が3年の場合＞ ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% ただし、②～⑥の中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金利率によって計算します。
12. 金利情報	ホームページにてご確認ください、窓口にお問い合わせください。
13. 苦情処理措置 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、本店または下記の窓口にお申し出ください。 【神戸市職員信用組合総務部】 078-984-0500 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前8時45分～午後5時30分 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で 紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 詳しくはホームページの「苦情処理・紛争解決措置の概要について」をご覧ください。
14. その他参考となる事項	満期日（自動継続する場合を除きます）を過ぎてから解約するときは、満期日から解約日までの利率については、解約日の普通預金利率を適用します。